

令和9年度 保育園等入園申込のご案内



小諸市役所 こども家庭支援課 こども保育係

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

TEL:0267-22-1700(内線2198)

目 次

認定と利用可能施設について	1
お子さんの認定と利用可能施設について	2
小諸市の認可保育施設	3
保育園等の入園手続きについて	6
申込方法等	7
申込受付期間	8
申し込みについての注意事項	9
保育園等の入園要件と必要書類	11
保育時間について	12
必要書類の準備	14
電子申請の準備	17
ながの電子申請サービスの利用者登録	19
電子申請による申し込み	21
申し込み後の流れ	26
利用調整について	27
保育料等について	28
認定区分ごとの保育料及び副食費	29

認定と利用可能施設について

年齢の基準は**4月1日**です

保育園等では、4月1日時点の年齢がクラス年齢になります。
そのため、年度途中で誕生日を迎えてもクラス年齢は変わりません。

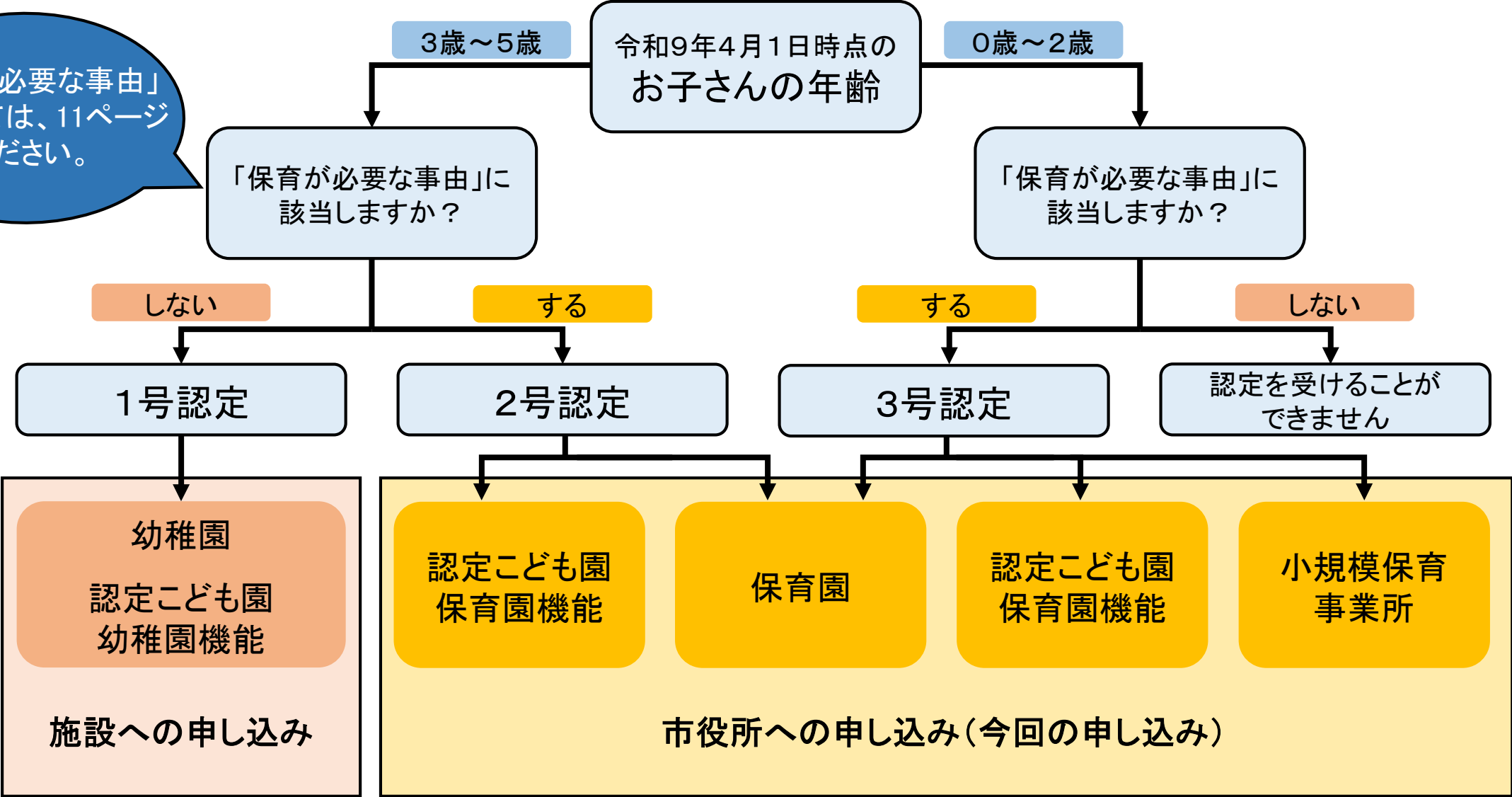
令和9年度のクラス年齢

生年月日	クラス年齢
令和8年(2026年)4月2日～	0歳児
令和7年(2025年)4月2日～令和8年(2026年)4月1日	1歳児
令和6年(2024年)4月2日～令和7年(2025年)4月1日	2歳児
令和5年(2023年)4月2日～令和6年(2024年)4月1日	3歳児
令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日	4歳児
令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日	5歳児

お子さんの認定と利用可能施設について

子ども子育て支援制度により、教育・保育施設に入園するお子さんは市町村で区分の認定を受ける必要があります。
認定区分によって利用できる施設が異なります。

「保育が必要な事由」
については、11ページ
をご覧ください。



小諸市の認可保育施設

保育園

ご家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりする施設です。保護者が入園要件を満たしている必要があります。

施設名		定員	所在地	電話	開所時間	受入年齢	入園申込先
公立	南保育園	150人	御影新田1265-1	0267-22-2090	7:30～19:00	満1歳～5歳児	市役所
	東保育園	100人	八満70	0267-22-2553	7:30～19:00		
	美里保育園	90人	市662-10	0267-22-1687	7:30～19:00		
	千曲保育園	60人	山浦3190-1	0267-22-0504	7:30～19:00		
	西保育園	45人	滋野甲907-1	0267-22-4059	7:30～19:00		
	南城森の保育園	120人	甲1991	0267-22-2400	7:30～19:00		
私立	ポッポの家保育園	55人	与良町3-3-5	0267-23-3819	7:00～19:00	3か月頃～ 2歳児	

小諸市の認可保育施設

認定こども園

保育園機能と幼稚園機能を併せ持つ施設です。保育園機能は、保護者が入園要件を満たしている必要があります。

施設名		定員 (内訳)	所在地	電話	開所時間	受入年齢	入園申込先
私立	さくら保育園	99人 (1号:15人 2・3号:84人)	六供1-7-1	0267-23-1601	7:00～19:00	3か月頃～ 5歳児	保育園機能 →市役所 幼稚園機能 →各施設
	小諸幼稚園	80人 (1号:50人 2・3号:30人)	三和1-5-16	0267-22-0355	7:30～18:30	要相談～ 5歳児	
	みすず幼稚園	150人 (1号:60人 2・3号:90人)	東雲3-15-4	0267-22-1138	7:30～19:00	1歳児～ 5歳児	
	信学会しらかば幼稚園	90人 (1号:80人 2号:10人)	甲1812-2	0267-22-2327	7:30～19:00	満3歳～ 5歳児	
	信学会小諸野岸幼稚園	115人 (1号:105人 2号:10人)	与良町2-9-13	0267-22-2406	7:30～19:00	満3歳～ 5歳児	

小諸市の認可保育施設

小規模保育事業所

0～2歳児を対象に、定員19人以下の小人数制の保育施設です。保護者が入園要件を満たしている必要があります。また、小規模保育事業所には卒園後の受け皿の役割を担う連携施設があります。ひなたぼっこの連携施設はみすず幼稚園です。

	施設名	定員	所在地	電話	開所時間	受入年齢	入園申込先
私立	ひなたぼっこ	19人	東雲3-15-4	0267-22-1337	7:30～19:00	0歳児～ 2歳児	市役所

幼稚園

学校教育法に基づく、教育を目的とした施設です。入園要件はなく、申し込みは各施設になります。

	施設名	定員	所在地	電話	開所時間	受入年齢	入園申込先
私立	暁の星幼稚園	90人	田町2-3-33	0267-22-0693	7:30～18:30	満3歳～ 5歳児	施設

保育園等の入園手続きについて

市役所への申し込みが必要な施設

保育園

認定こども園
保育園機能

小規模保育
事業所

※幼稚園、認定こども園幼稚園機能については、施設への申し込みになります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

保育園等（保育園、認定こども園保育園機能、小規模保育事業所）に入園できる方は、下記のいずれにも該当する方です。

○小諸市に住所がある

○保護者のいずれもが、「保育が必要な事由」(11ページ参照)
に該当している

申込方法等

【申込方法】

「ながの電子申請サービス」を利用しての電子申請

※申請には利用登録が必要です。

※申請用URL・QRコードはホームページにて掲載いたします。

出生前のお子さんも
申し込みできます！

【申込が必要な方】

令和9年度に保育園等の入園を希望する方

※令和9年4月入園だけでなく、年度途中(令和9年5月～令和10年3月)の入園を希望する方も申し込みが必要です。



申請日時点で小諸市に住所がない方でも、小諸市に転入後の入園を希望する場合は申し込みができます。

※小諸市に転入予定のない方は申し込みできません。



【受付期間】

令和8年10月13日（火）
～11月2日（月）17時

※受付期間を過ぎると申請ができなくなります。受付期間終了後の申し込みをご希望の場合は、こども家庭支援課までご連絡ください。（受付期間終了後の申し込みは、優先順位が低くなり入園できない場合があります。忘れずに受付期間内にお申し込みください。）



申し込みについての注意事項

1

申し込みができるのは小諸市に住所がある方のみですが、申請日時点で小諸市に住所がなくても小諸市に転入予定で、転入後の入園を希望する方は申し込みができます。

2

出生前のお子さんでも令和9年度中に入園をご希望の場合は、申し込みが必要です。

3

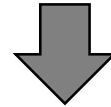
申込後にキャンセルをする場合は、速やかにこども家庭支援課までご連絡ください。また、申込後に小諸市から転出された(小諸市外に住所を移した)方は、申し込みをキャンセルしたものとみなします。

4

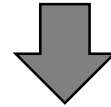
原則として、小諸市内の保育園等への入園申込をしていただきますが、保護者の勤務先が市外にあることで送迎が困難な場合等、やむを得ない事情の場合は市外の保育園の入所(広域入所)が認められます。小諸市内の入園申込とは別の手続きになりますので、ご希望の方はこども家庭支援課までご連絡ください。

申込の流れ

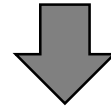
① 入園要件、保育時間の確認



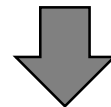
② 必要書類の準備



③ 電子申請の準備



④ ながの電子申請サービスの利用者登録



⑤ 電子申請による申し込み

保育園等の入園要件と必要書類

保育が必要な事由 (入園要件)	適用事由と入所期間	必要書類
就労	家庭内外問わず月に64時間以上の就労時間があること 農業の場合は上記に加え、30アール以上の耕作地があること	就労証明書
就労(自営業)		下記2点いずれも ・就労証明書 ・直近年度の確定申告書の写し または開業届の写し等
母親の産前産後	母親が産前または産後であること (産前産後各3か月、最長7か月)	母子手帳の写し (保護者氏名と分娩予定日が 記載されている部分)
保護者の病気等	疾病または障がいにより、保育ができない状態であること	医師の診断書 ※様式あり
病人等の介護	同居の家族が常時介護が必要な状態であること。 または、親族に介護が必要で他に介護できるものがないこと	介護・看護状況申告書
求職活動	保護者が仕事を探していること(90日間)	求職申立書
就学	保護者が学校、職業訓練校等に通っていること	在学証明等



- ・入園要件に該当しない場合は、お申し込みいただいても入園はできません。
- ・入園後に入園要件を満たさなくなった場合は、退園となります。

保育時間について

保護者の入園要件や就労時間により利用時間（施設に預けることができる時間）が決まります。

・保育標準時間…最長11時間保育（7:30～18:30）月120時間以上の就労等

・保育短時間…最長8時間保育（8:00～16:00）月64時間以上120時間未満の就労等

【利用時間のイメージ】

開所
7:30

18:30

閉所
19:00

保育標準時間

利用可能時間 最長11時間

延長保育

7:30

8:00

16:00

19:00

保育短時間

延長保育

利用可能時間 最長8時間

延長保育

※時間は公立園の場合（私立園は各園ごと設定）

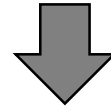
【入園要件ごとの利用時間】

利用時間	入園要件
保育標準時間	・就労（月の就労時間が120時間以上） ・就学（月の就学時間が120時間以上）
保育短時間	・就労（月の就労時間が64時間以上120時間未満） ・就学（月の就学時間が64時間以上120時間未満） ・求職活動 ・「母親の産前産後」の産後3か月目
原則保育短時間だが、状況により保育標準時間が利用可能	・「母親の産前産後」の産前3か月間、出産月及び産後2か月間 ・保護者の病気等 ・病人等の介護

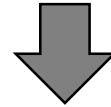
保育標準時間の要件を満たしている場合は、保育短時間を選択することも可能です。

申込の流れ

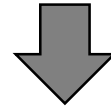
① 入園要件、保育時間の確認



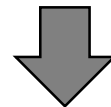
② 必要書類の準備



③ 電子申請の準備



④ ながの電子申請サービスの利用者登録



⑤ 電子申請による申し込み

必要書類の準備

11ページを参考に、該当する入園要件の「必要書類」をご用意ください。

※必要書類は父、母どちらも必要です。また、65歳未満の同居親族が保育ができる（保育が必要な事由にあてはまらない）場合、利用調整の際に優先順位が低くなる場合があります。65歳未満の同居親族が就労等の保育が必要な事由にあてはまる場合は、父母と同様に必要書類をご提出ください。

※様式は小諸市ホームページからダウンロードしてください。（Excelファイルに入力したものを印刷していただいても構いません。）紙の用紙が必要な方は小諸市役所こども家庭支援課窓口、各施設にて配布いたします。

※就労証明書は勤務先が作成していただく必要がありますので、早めにご準備ください。

※求職申立書はハローワークに記入を依頼してください。

様式のダウンロードはこちら



<https://www.city.komoro.lg.jp/soshikikarasagasu/hokenfukushibu/kodomokateisienka/1/3/5/12551.html>

必要書類の準備

個人番号確認と本人確認について

申し込みには、父・母・入園申込をするお子さんそれぞれの個人番号の入力及び書類による確認が必要になります。下記の表を参考に書類をご用意いただき、写真撮影のうえ添付してください。

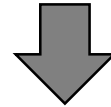
個人番号カードの有無	必要書類(添付が必要な書類)		必要な方
カード有り	個人番号カード(両面)		父、母、入園申込をするお子さん
カード無し ※①と②の書類が必要です。	①番号確認書類	以下のうち、 <u>いずれか1点</u> ・マイナンバー通知カードまたは個人番号通知書 ・個人番号記載の住民票の写し	・マイナンバー通知カード →父、母、入園申込をするお子さん ・住民票の写し →父、母、入園申込をするお子さんが記載されているもの
	②本人確認書類	・写真付き身分証明書	申請者

※お子さんが出生前の場合は、父・母のみの個人番号確認となりますのでお子さんの書類は不要です。

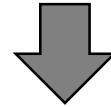
※「ながの電子申請サービス」は政府情報システムのためのセキュリティ評価制度において、政府が求めるセキュリティ基準を満たしており、個人情報が適切に保護されているサービスです。

申込の流れ

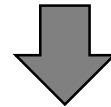
① 入園要件、保育時間の確認



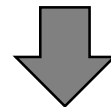
② 必要書類の準備



③ 電子申請の準備



④ ながの電子申請サービスの利用者登録



⑤ 電子申請による申し込み

電子申請の準備

①機器の準備

インターネットに接続できる環境とパソコン・スマートフォン等をご用意ください。

②書類の準備

○事前にご用意いただいた「保育が必要な事由を確認する書類」は画像データにて添付していただきます(PDFファイル等での添付も可)。あらかじめ写真撮影していただけますと、申請をスムーズに行えます。

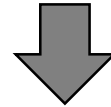
※書類を撮影する際は、記載事項がすべて収まるように撮影してください。

※書類の再提出をお願いする場合がありますので、原本は大切に保管しておいてください。

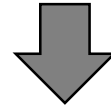
※事前にホームページに掲載されている入力フォームプレビューから入力項目を確認しておくと、入力をスムーズに行えます。

申込の流れ

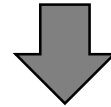
① 入園要件、保育時間の確認



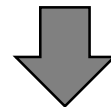
② 必要書類の準備



③ 電子申請の準備



④ **ながの電子申請サービスの利用者登録**



⑤ 電子申請による申し込み

ながの電子申請サービスの利用者登録

申請者の利用者登録 ※既にながの電子申請サービスの利用者登録がお済みの方は次ページへお進みください。

利用者ログイン

手続き名

受付時期

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

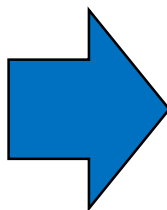
利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続
パスワード

メールアドレス

利用者

パスワード

- ・ホームページに記載のURLより、利用者ログイン画面を表示します。
- ・「利用登録される方はこちら」を選択し、利用規約をご確認のうえ「同意する」を選択してください。



利用者ID入力

利用者区分 必須

☒ 個人

☐ 法人

☐ 代理人

利用者ID（メールアドレス） 必須

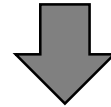
利用者ID（確認用） 必須

登録する >

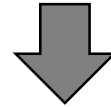
- ・利用者区分の「個人」を選択
- ・メールアドレスを入力し、「登録する」を選択
- ・登録したメールアドレスにURLが届きますので、利用者登録をしてください。

申込の流れ

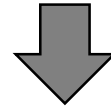
① 入園要件、保育時間の確認



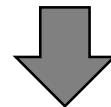
② 必要書類の準備



③ 電子申請の準備



④ ながの電子申請サービスの利用者登録



⑤ 電子申請による申し込み

電子申請による申し込み

①ログイン・申込内容の入力

利用者ログイン

手続き名	
受付時期	

この手続きは利用者登録せずに、利用することはできません。
利用者登録した後、申込みをしてください。

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から受領したID、パスワードを入力ください。
パスワードを忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

利用者ID（メールアドレス）

パスワード

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

- ・利用者登録完了後、登録した利用者IDとパスワードでログインしてください。
- ・ログイン後、入力項目に従って必要事項を入力してください。

入力を進めるにあたって

- ・各入力項目に記載されている説明文は必ずお読みください。
- ・一度の申請で申し込みができるのは1人のみです。2人以上の申し込みをする方は、24ページ「④2人目以降の申し込みをする場合」のとおり人数分の申し込みをしてください。（2人目以降の申し込みの際、1人目の内容をコピーして申し込みをすることができます。）
- ・入力内容についてご不明な点は、こども家庭支援課までお問い合わせください。

電子申請による申し込み

②画像データの添付

基本情報

申請子ども情報

保護者情報

家庭状況情報

添付書類

保護者の「保育の必要性を証明する書類」を添付してください。

添付書類（保育の必要性を証明する書類-父）

選択肢の結果によって入力条件が変わります

父の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）を添付してください。
※2枚以上ある場合は、「その他の添付書類」に添付してください。

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

削除

添付書類（保育の必要性を証明する書類-母）

選択肢の結果によって入力条件が変わります

母の保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）を添付してください。
※2枚以上ある場合は、「その他の添付書類」に添付してください。

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

削除

その他の添付書類1

選択肢の結果によって入力条件が変わります

追加で提出する書類がある場合は、こちらに添付してください。

ファイルの選択

ファイルが選択されていません

削除

「保育が必要な事由を確認する書類」の画像データを添付してください(PDFファイル等での添付も可)。

※書類を撮影する際は、記載事項がすべて収まるように撮影してください。

※添付書類に記入漏れがある場合は、再提出が必要になります。必ずご自身で内容をご確認いただき、申請してください。また、画像が不鮮明な場合も再提出となります。できるだけ事前に撮影をし、画像が鮮明かご確認ください。

※書類の再提出をお願いする場合がありますので、原本は大切に保管しておいてください。

電子申請による申し込み

③入力内容の確認・申し込み

その他の添付書類5 選択肢の結果によって入力条件が変わります

追加で提出する書類がある場合は、こちらに添付してください。

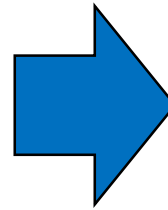
ファイルの選択 ファイルが選択されていません

削除

< 戻る

確認へ進む >

・入力が完了したら、「確認へ進む」を選択してください。
※必須項目が入力されていない場合や入力内容が誤っている場合は、該当箇所が黄色く表示されます。
エラー表示された項目を修正しないと申し込みが完了しません。



申込確認

まだ申込みは完了していません。
※下記内容でよろしければ「申込む」ボタンを、修正する場合は「入力へ戻る」ボタンを押してください。

こちらに入力内容が表示されます。
内容をご確認のうえ、ページ下部の「申込む」を選択してください。

< 入力へ戻る

申込む >

申し込みが完了すると、申込完了のメールが届きます。
メール本文に整理番号が記載されていますので、受信メールは必ず保存しておいてください。

電子申請による申し込み

④2人目以降の申し込みをする場合

2人以上の申し込みをする場合、最初に申し込みをした内容をコピーして申し込むことができます。

【再申込の手順】

- ①電子申請サービスにログイン後、マイページの「申込内容の確認」を選択
- ②コピーする手続きの「詳細」を選択
- ③ページ下部の「再申込する」を選択
- ④入力内容を2人目の情報に修正し、申し込みを行う。

注意点

コピーして2人目以降の申し込みをする場合、特に次の項目にご注意ください。

- ・申請する子ども … 2人目以降のお子さんの情報に修正
- ・家庭状況 … 同居家族欄に1人目のお子さんの情報を追加し、申し込みをするお子さんの情報を削除
- ・希望施設 … 1人目のお子さんとは違う施設を希望する場合は修正

①

**申請内容の確認**
申請状況の確認や、過去に申請した手続きの内容を確認できます。 >

**お気に入り手続き**
登録したお気に入り手続きを確認できます。 >

②

整理番号	手続き名	問い合わせ先	申込日時	処理状況	操作
		小諸市役所 こども家庭支援課 こども保育係	2025年8月4日19時	完了	 詳細 >

③

類4

類5

ブラウザを閉じてください。

< 一覧へ戻る

再申込する >

電子申請による申し込み

注意事項

- ・申請日時点で育児休業中の方は、復職時点の状況を入力してください。
※育児休業中は入園できないため、入園時に復職する必要があります。
- ・家庭状況は、同居しているすべての方(世帯分離を含む)が入力されているかご確認ください。
- ・添付書類は不備がないか必ずご自身で内容をよく確認してから添付してください。
- ・電子申請についてご不明な点がございましたら、こども家庭支援課までお問い合わせください。

申請後について

- ・申請内容に不備があった場合や、入園要件等についてご確認のためにこども家庭支援課から電話等でご連絡する場合があります。
※不備や確認事項がない場合は、ご連絡いたしません。

申し込み後の流れ

利用調整(受付終了後～1月上旬)

利用調整結果の通知(1月下旬)

入園面接(2月)

認定証、利用決定通知等の交付(3月)

入園

「0267-22-1700」からのショートメッセージでの通知を予定しております。

4月～6月入園希望の方のみが対象です。
7月以降の入園希望の方は、入園希望日の1か月ほど前に園よりご連絡いたします。

電子通知の導入を予定しています。

利用調整について

定員を超えて入園の申し込みがあった場合、保育の必要性の度合いの高い家庭を優先して、入園する園を決定します。この手続きを「利用調整」と言います。

- ・申込受付期間中に申し込みがあった方を対象に利用調整を行います。
- ・利用調整は、「小諸市子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定の事務取扱要綱」に定められている基準点(優先順位)に基づいて行われます。基準点が高い世帯が優先となり、基準点が高点の場合は所得金額が低い世帯が優先となります。

利用調整基準表(一部抜粋)

要件		基準点
就労	・居宅外で月120時間以上の就労時間 ・居宅内の自営業中心者で月120時間以上の就労時間	10
出産	産前産後期間	
疾病	・おおむね1か月以上の入院 ・有効期限なしの身体障害者手帳1・2級	
就労	・居宅外で月120時間未満の就労時間 ・居宅内でフルタイム勤務相当時間の就労を常態とする場合 ・居宅内の自営業協力者で月120時間以上の就労時間	9
就学	就学している場合	5
求職	求職活動中の場合	

調整指数(一部抜粋)

要件	基準点
ひとり親世帯	3
生活保護世帯	3
保護者が市内の保育園、幼稚園、児童クラブに勤務している場合	1
入園希望児童に障がいがある場合	2
兄弟姉妹が在園する保育園等を希望する場合	2
同居親族に保育ができる(65歳未満で保育が必要な事由にあてはまらない者)がいる場合	-2

※調整指数の要件に該当する世帯は、利用調整基準表により算定した基準点に、該当する調整指数を加えた点数が基準点となります。

※父母それぞれの状況に基づいて決定し、低い方の基準点が当該世帯の基準点となります。
例 父:月160時間の就労(10点)、母:求職中(5点)の場合→世帯の基準点は5点

保育料等について

保育料

幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育料は無料となっているため、保育料がかかるのは0歳児クラス～2歳児クラスのお子さんです。

副食費

3歳以上児は副食費（給食のおかずやおやつの食材費）がかかります。（3歳未満児は保育料に含まれます。）※年収360万円未満相当の世帯は免除となります。

保育料、副食費免除の算定

保育料及び副食費免除の算定は保護者の市民税額によります。

令和8年度の市民税額（令和7年1月～12月の所得）		令和9年度の市民税額（令和8年1月～12月の所得）	
4月～8月の保育料、副食費免除		9月～3月の保育料、副食費免除	
4月	9月		3月

認定区分ごとの保育料及び副食費

認定区分	対象年齢	保育料	副食費
1号認定	満3歳以上	0円	各園ごと設定
2号認定	3～5歳児クラス (年少～年長)	0円	・公立園: 4,800円 ・私立園: 各園ごと設定
	2歳児クラスの 満3歳児	所得の額に応じて決定	0円 (保育料に含まれています)
3号認定	3歳未満	所得の額に応じて決定	0円 (保育料に含まれています)

※保育料の詳しい金額等については、ホームページに記載の「保育料・副食費徴収基準表」をご覧ください。
※認定区分については、2ページをご覧ください。



小諸市役所 こども家庭支援課 こども保育係
TEL:0267-22-1700(内線2198)